城南会館公共備品ネーミングライツ事業パートナー募集要項

１．趣旨・目的

舞鶴市では、民間事業者等から本市の施設において使用する備品の提供（協賛）を受けるとともに、当該備品に愛称や企業名等を表示する権利を付与する「公共備品ネーミングライツ事業」を実施します。

本事業は、民間事業者等の皆様における地域貢献及び広告の機会を拡大するとともに、公共施設の魅力向上と舞鶴市の財政負担の軽減を図ることを目的とします。

今回、舞鶴市城南会館内で活用する新たな日用品や消耗品等の備品について、以下のとおり空間づくりのパートナーを募集します。

２．募集対象施設および対象備品

（1）対象施設：舞鶴市城南会館

（2）募集する備品

ア　城南会館内で日常的に使用される消耗品や小型備品等を広く募集します。

イ　募集備品の例

来館者用スリッパ、調理器具、食器類、その他利用者の利便性や空間の魅力向上に資する日用小物類。

３．ネーミングライツ付与の対価と所有権

（1）ネーミングライツ付与の対価は、「新たな備品の提供（現物支給）」とします。

（2）提供された備品の所有権は、舞鶴市に帰属するものとします。また、舞鶴市の備品台帳等に登録される正式な物品名称は変更しません。

４．協定期間（付与期間）

（1）協定期間の取り扱い

ア　消耗品や名入れの撤去が困難な備品等については、あらかじめ固定の期間を設けず、原則として「当該備品が消耗・破損等により継続使用が困難となるまで（備品の寿命を迎えるまで）」とします。

イ　不測の破損等により使用困難となった場合は、市が速やかに撤去し、その時点で協定を終了できるものとします。ただし、パートナーが新たな備品を再提供する場合は、協定を継続することができます。

ウ　備品が寿命を迎え協定期間が終了する際、新たな備品の提供により更新を希望する場合は、1回を上限として現パートナーと優先して、継続の協議を行うことができます。

５．愛称・企業名等の表示に関する条件

（1）名入れ（表示内容）の条件

ア　施設の利用者が心地よく過ごせるよう、空間に調和する親しみやすい名称やデザイン（企業名、ロゴマーク、利用者へのメッセージ等）としてください。

イ　名入れのサイズ、色合い、印字方法（ステッカー貼付等）などの詳細な仕様（トーン＆マナー）は、市と協議のうえ決定していただきます。

ウ　当該備品の所有権が舞鶴市にあることを明確にするため、企業名等と併せて市章や「舞鶴市備品」等の表記を併記（または別タグを貼付）する場合があります。

（2）表示を禁止する内容（欠格要件）

ア　次のいずれかに該当するものは表示できません。

①法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。

②公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの。

③政治性又は宗教性のあるもの。

④反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの、又はそのおそれがあるもの。

⑤施設の空間デザインや景観を著しく損なうもの、又はそのおそれがあるもの。

⑥その他市長が特に適当でないと認めたもの。

（3）協定期間中の表示内容の変更

企業の合併や社名変更等によりやむを得ない事情が生じた場合は、パートナー企業の全額費用負担を条件として、表示内容（ステッカーの貼り替え等）の変更を認める場合があります。

６．費用負担の区分

（1）パートナーの負担

ア　新たな備品の製作・購入費、施設への搬入費用、及び愛称等の表示（ステッカー製作や印字等）に係る一切の費用。

イ　応募に要する経費。

（2）舞鶴市の負担

ア　協定期間終了後（又は破損時）における備品の撤去、廃棄処分等に要する費用。

イ　市ホームページや施設内掲示等によるパートナー企業の公表等に要する費用。

７．応募方法等および提出書類

（1）応募資格

応募資格を有する者は、法人又は事業を営む個人（個人事業主）とします。

（2）募集期間

令和８年１１月１８日（水）から令和８年１２月２５日（金）まで

※来館者用スリッパ等、施設の利便性向上に直ちに寄与する少額の消耗品については、上記期間にかかわらず「随時募集」とし、応募があり次第、速やかに審査・決定を行うものとします。

（3）募集・応募方法

ア　本募集は、市ホームページ、施設内掲示等により広く公募します。

イ　下記（4）の提出書類（本紙）を、舞鶴市生涯学習部生涯学習推進課へ直接持参又は郵送により提出してください。

（4）提出書類

ア　公共備品ネーミングライツ申込書（様式第1号）

イ　法人等役員名簿（様式第2号）

ウ　誓約書（様式第3号）

エ　提供を予定する備品の仕様がわかる資料（カタログ写し等）

オ　会社概要
（※高額備品の場合、直近の決算報告書や確定申告書を求める場合があります。）
カ　登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し（発行後３箇月以内のもの）
キ　納税証明書（※高額な備品の提供を伴う場合のみ）
※　少額の備品協賛（消耗品等）においては、「オ」及び「キ」の財務に関する証明書類の提出を省略できるものとします。

８．選定方法

舞鶴市生涯学習部生涯学習推進課において、提出された書類等をもとに、応募要件の適合性、備品が施設の空間や利便性に寄与するか、表示デザインが周囲と調和しているか等を総合的に審査し、パートナーを選定します。なお、同一の対象備品等に対し複数の応募があった場合、施設の規模や備品の数量等を考慮し、複数の事業者等をパートナーとして決定する場合があります。

９．協定の締結および備品の納入

選定されたパートナーと、備品の仕様や納入時期等について協議が整い次第、協定を締結し、物品を納入していただきます。納入後、市のホームページ等でパートナー名や協賛の趣旨等を公表します。

１０．その他留意事項

パートナーの信用失墜行為等により、本事業及び当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は協定を解除できるものとします。その場合の表示の消去や備品の撤去費用はパートナーの負担とし、市は損害賠償等の責めを負いません。

１１．問い合わせ先・提出先

舞鶴市 生涯学習部 生涯学習推進課
〒625-8555　京都府舞鶴市字北吸1044番地
TEL：0773-68-9223
E-mail：relation@city.maizuru.lg.jp